

令和7年度 豊島区学童クラブ 利用条件について

学童クラブは、保護者の就労・疾病等の理由で放課後の時間に適切な保護を受けられない児童のために設けられたものです。豊島区内在住、または豊島区立小学校に在学しており、一定の条件を満たしている場合、学童クラブを利用できます。

◆保護者の状況による利用資格は以下のとおりです。

申請事由	条 件		提出書類
	1～3年生・障害児	4～6年生（＊1）	
就 労	午後1時～午後6時の間に2時間以上の就労を、1か月につき12日以上、かつおおむね1か月以上行っている。	午後1時以降5時間以上（午後6時までの間に2時間以上）の就労を、1か月につき16日以上、かつおおむね1か月以上行っている。	・就労証明書 ・シフト表等（該当者のみ）
疾 病	次のいずれかに該当するとき ① 入院または、通院を、おおむね1か月以上要する。 ② 居宅内において寝たきりの状態または、精神性疾患もしくは、感染症疾患のため、おおむね1か月以上の療養を要する。		・申立書 ・診断書（コピー） - または、 - 診察券（コピー） ＋領収書等
心身障害	身体障害者手帳（1～4級までのものに限る）、愛の手帳または、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。		・申立書 ・手帳（コピー）
看護または介護	次のいずれかに該当するとき ① 居宅内において、常時看護または、介護を、おおむね1か月以上行っている。 ② 居宅外において、1か月につき12日以上看護または、介護（月曜日から金曜日までは、午前12時以後に係るもの、および、土曜日）をおおむね1か月以上行っている。		・申立書 ・診断書（コピー） - または、 - 診察券（コピー） ＋領収書等 ・看護・通院等調査票

申請事由	条 件		提出書類
	1～3年生・障害児	4～6年生（＊１）	
就学または技能習得	月～土曜日までに居宅外において、午後１時から午後６時までの間に２時間以上、１か月につき１２日以上の就学または、技能習得を１か月以上行っている。	月～土曜日までに居宅外において、午後１時以降５時間以上、１か月につき１６日以上就学または、技能習得を１か月以上行っている。	・申立書 ・在学証明書（予定であれば入学決定通知等コピー） ＋授業時間割表等（令和７年度分）
その他	その他、明らかに児童の保育に欠けると認められる事由 ・求職（２か月の利用／主たる生計者の場合は更新可） ・出産（産前および産後１か月の利用＊２） ・両親不在（死亡・離別・行方不明・拘禁等）	その他、明らかに児童の保育に欠けると認められる事 ・出産（産前および産後１か月の利用＊２） ・両親不在（死亡・離別・行方不明・拘禁等） ＊求職中は申請不可	・申立書 ・その他、事情が分かるもの等（求職（＊３）・出産は基本的に添付書類なし）

（＊１）４～６年生の児童は、

上記の条件に加え平日に週４日以上、午後６時までの利用を必要とするものに限り。

（＊２）２か月間ではありません。

（＊３）主たる生計者の求職による入会は、更新時に「求職活動報告書」が必要です。

＊障害のある児童（通級・医療機関の診断等含む）について

- ・４年生以上の児童も３年生までの利用条件で審査をします。
- ・その他提出書類がありますので、学童クラブへご連絡ください。

＊夏休み期間のみ利用したい場合も、上記の資格を満たしていれば申請できます。

【問い合わせ先】

豊島区 教育部 放課後対策課 児童支援グループ

豊島区南池袋 2-45-1 ☎ 03-3981-1058

受付時間 午前８時３０分～午後５時（平日のみ）